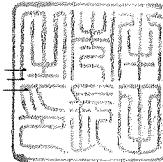


## 6. 半田市

19半広第813号  
平成19年 9月14日

愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 徳田 秋 様

半田市長 柳原 伊



### 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書（回答）

平成19年8月22日受付にて、要望のありましたみだしのことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

#### 【陳情事項】

**【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。**

（回答）

憲法第25条は、第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を規定し、第2項で「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とされ、国民の権利と国の義務が定められております。また、地方自治法第1条においては、「国と地方公共団体との間の基本的関係」を明確にし、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図る」とされ、国と地方の対等・協力の関係と地方公共団体の民主的な効率性を明確にしております。これらのことから地方自治体は、国と同様に住民福祉の増進を図りつつ、行政運営の上では、効率性を強く要請しております。こうした規定のある中で、本市、19年度予算では、市単独で妊婦検診の助成拡大や妊婦歯科検診の無料化を新たに設けるなど、市政運営の原則である「市民福祉の向上」を図りつつ、本市の普遍的な都市像である「健康で明るく豊かなまちづくり」を達成し、市民が健康でいきいきと暮らすことができ、すべての人々が安らぎと生きがいに満ちた生活を営むことのできるよう、誰もが快適にまちを楽しみながら暮らすことができるまちづくりを目指しておりますので、よろしくお願ひいたします。

（担当部局：総務部財政課）

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の支店にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

①住宅改修、福祉用具の受取代理（受領委任払い）制度を実施してください。

（回答）

住宅改修費及び福祉用具購入費の受領委任払いについては、来年度中に実施できるよう事務の見直しを図ります。

（担当部局：福祉部介護保険課）

②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

（回答）

障害者控除対象者認定については、障害者の認定基準と同程度の障害であることが必要であり、要介護認定者すべてを障害者控除対象者に認定する考えはありません。

（担当部局：福祉部高齢福祉課）

イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

（回答）

要介護認定者の認定結果通知時に、「老齢者の所得税法の障害者控除対象者認定通知書の交付について」のお知らせを同封しており、必要な方への申請を促していますので、個別に認定書及び申請書を送付する考えはありません。

（担当部局：福祉部高齢福祉課）

ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

（回答）

障害者控除認定書交付時に、記載事項に変更がなければ複数年使用できる旨と、確定申告時に提示するか写しを提出するよう説明をしています。

（担当部局：福祉部高齢福祉課）

③福祉給付金の支払いは、現物給付（窓口無料）にしてください。当面、自動払いしてください。

（回答）

福祉給付金の自動支払いは平成17年3月1日から実施しております。

（担当部局：福祉部保険年金課）

**④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準（夫婦世帯520万円、単身383万円）に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。**

(回答)

国の取り扱い基準により本人の申請に基づき実施することになっておりますので、全てにおいて自動的に実施することはできません。「基準収入額適用申請書」については、個別送付を行っております。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**⑤2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。**

(回答)

年間の医療保険と介護保険の自己負担限度額を合算して一定の限度額を超えた場合に支給される制度ですが、払い戻しの手続きは1年に1回の申請とするなどについて現在国で検討中です。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**⑥子どもの医療費助成制度を償還払い実施している場合、現物給付（窓口無料）にしてください。**

(回答)

乳幼児医療費助成制度については、すでに現物給付（窓口無料）を実施しております。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**⑦国民健康保険の保険料（税）2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。**

(回答)

国民健康保険税の2割軽減につきましては、平成20年度から自動適用を予定しています。また、減免につきましては、規定が多岐にわたっており、全ての該当者を把握することはできませんので、申請書の個別郵送はしません。なお、減免とは、国保税を減額するのではなく、規定に基づき、税の一部又は全部を免ずる行為であり、そのためには申請を必要としていますのでよろしくお願いします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**⑧出産・育児一時金の受取代理（受領委任払い）制度を実施していない市町村は実施してください。**

(回答)

平成18年10月1日から実施しております。(担当部局：福祉部保険年金課)

**【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。**

**1. 安心できる介護保障について**

**(1) 介護保険について**

**①保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。**

(回答)

国は保険料減免分を一般財源で補填することは適当でないとしており、本市においても一般財源による補填は考えておりません。

利用料減免については、一般財源で介護福祉助成事業として、低所得者の方を対象とした利用料の負担軽減を図っています。

(担当部局：福祉部介護保険課)

**②介護保険料について**

**★ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。**

**イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。**

(回答)

低所得者に対する保険料の減免については、平成18年度から対象所得段階や収入条件の見直しを行い対象者の拡大を図っています。また、預貯金の金額については国のガイドライン等を参考に見直しをしています。

(担当部局：福祉部介護保険課)

**③利用料について**

**★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。**

(回答)

半田市では介護福祉助成事業として、住民税非課税世帯に属する方（施設サービス費は収入要件等あり）には、介護サービス費利用者負担の2分の1（介護度により上限設定あり）を助成し低所得者の負担軽減を、また、社会福祉法人等利用者負担軽減事業として、社会福祉法人等を利用している利用者の負担軽減を図っています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

**イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。**

(回答)

限度額は法令で定められているため、市町村独自で引き下げを行うことはできません。

(担当部局：福祉部介護保険課)

**ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。**

(回答)

◆**国の軽減措置の拡充について**

国の軽減措置は法令で定められているため、市独自に拡充する考えは現在のところありません。  
(担当部局：福祉部介護保険課)

◆**市町村独自の減免制度について**

国の低所得者対策として、社会福祉法人施設の減免制度や、利用者負担段階による軽減などが折り込んでいるため、市独自の減免制度を設ける考えはありません。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

**④要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。**

(回答)

介護保険にて利用できなくなった方のうち、日常生活を営むうえで支障がある方は、従来実施している福祉用具一時貸出事業にて対応しています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

**⑤地域包括支援センターについて**

★ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

(回答)

半田市では、地域包括支援センターを1箇所設置していますが、地域の高齢者などに対応するため、3箇所の支所を設置しています。

半田市包括支援センターは、現在15名（内市職員派遣3名）の職員体制で実施しており、要支援認定者でサービスを利用する方すべての介護予防ケアプランを作成しております。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

**イ. 介護予防のマネジメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。**

(回答)

地域包括支援センターの業務に位置づけられている部分については、市も協力し対応してまいります。また、困難事例等で措置が必要な場合は市が責任をもって対応します。  
(担当部局：福祉部高齢福祉課)

**ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。**

(回答)

社会福祉協議会に委託しており、委託料は事業を実施するうえでの必要な人件費や物件費を見込んでいますので、一定の水準は満たしていると考えています。また、保健師、主任ケアマネジャーは市職員を派遣しています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

**⑥介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。**

(回答)

施設及び居住系サービス利用者の割合は、平成26年度目標37%以下で平成19年7月末現在では42%となっており、特別養護老人ホームなど施設サービスの基盤整備はこれ以上は、難しい状況です。知多圏域全体での計画においても同様です。

現在、地域密着型サービスとして、認知症対応型グループホーム7箇所、認知症対応型デイサービス2箇所、小規模多機能型居宅介護施設1箇所が開設しています。また今後も、小規模多機能型居宅介護施設の増設や地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）などの基盤整備について、より充実するよう努めます。

(担当部局：福祉部介護保険課)

**⑦人材確保と質の向上のために**

**ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。**

(回答)

知多中南部2市4町の共同事業として、訪問介護事業所ホームヘルパーを対象に、介護の知識や技術の向上を図るため研修や講習会を実施しています。

また、ケアマネジャーを対象とした会議や講習会、研修などを開催し、情報交換などおこない資質の向上に努めています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

**イ. 介護労働者の待遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。**

(回答)

今後、事業所に対する指導権限が強化されるため、従事者の労働条件等を含め適切な指導をしていきます。また、労働基準監督署や県労働局へは必要に応じ協力体制が図れるよう検討いたします。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

**(2) 高齢者福祉施策の充実について**

**①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。**

(回答)

国で示された交付金を基準に事業を実施します。また、必要な事業は一般財源でも実施しています。  
(担当部局：福祉部高齢福祉課)

**②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。**

(回答)

半田市では、平成5年度から概ね65歳以上の独居老人、高齢者世帯及び心身に障害のある方やその家族で食事の調理が困難な方に、毎週火曜日から土曜日の週5日、利用者の状況に応じ昼食の配食サービスを実施しています。

平成19年度からは、普通食のほかに特別食（きざみ食、低カロリー食等）が選択できるよう実施しており、高齢者などに対し安否確認と食の確保による健康増進の一助となっています。また、市内16会場で月2回「地域ふれあい会」を実施し、会場によっては調理実習をおこない会食をしています。ふれあい会食会についても、社会福祉協議会が中心となって実施しています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

**③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。**

(回答)

要望のある訪問介護事業所に対し、環境センターへ利用者から排出される一般家庭ゴミの搬入を許可する許可証を発行し、ゴミを出すことの困難な高齢者などを支援しています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

**④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。**

(回答)

平成15年3月末にねたきり手当の支給を廃止し、変わりに4月から「介護用品支援事業」として、在宅で要介護3～5の認定を受けた住民税非課税世帯の高齢者を介護している家族に対し支援しています。（紙おむつなどの介護用品を購入することができるクーポン券を1月あたり4,000円交付）

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

**⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。**

(回答)

一般福祉にて介護予防として、65歳以上の高齢者で介護認定を受けていない住民税非課税世帯の方を対象に、手すりの取付けや段差の解消、洋式便器への改善などお

こなった場合に3万円を上限として助成する事業を実施しています。平成18年度から対象者の年齢要件を75歳から65歳に変更し、対象を広げています。

なお、増額については現在のところ考えていません。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようするため、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

(回答)

地域が主体となり閉じこもり予防や生きがいの場として、小規模「ふれあい施設」の改修費及び管理運営費の一部や福祉センターの管理運営費なども一般財源により実施しています。また、地域のボランティアなどにより閉じこもり予防や生きがいづくりのため、「ふれあい会」の増設に努めています。

なお、敬老バスはありませんが、老人クラブが福祉センター等を利用する際のバス借上げを補助し、外出支援に努めています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

## 2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

★①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料（税）、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

(回答)

### ◆国民健康保険について

本市では、国の施策に加えて、本市独自としての国民健康保険税の負担軽減対策として、平成18年度、19年度に限って、年金所得の増加が原因で軽減判定に差が生じた場合に減免を実施しています。

(担当部局：福祉部保険年金課)

### ◆介護保険について

税制改正に伴う負担増の軽減対策は、国の激変緩和措置により18年度・19年度の2年間減額されています。また、市独自でも収入条件や対象者の拡大を図っていますので、これ以上の軽減措置は考えておりません。

(担当部局：福祉部介護保険課)

②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

(回答)

### ◆国民健康保険について

本市の減免制度は、平成18年4月から減免規則を改正して、制度の拡充を図っておりますのでよろしくお願いします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

#### ◆介護保険について

減免対象者で税制改正に伴い減免を受けられなくなった人はいません。

(担当部局：福祉部介護保険課)

#### 3. 高齢者医療の充実について

★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

(回答)

厳しい財政状況である昨今の状況から、市単独事業で助成を実施するのは困難ですのご理解ください。

(担当部局：福祉部保険年金課)

②福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(回答)

福祉給付金は県に準じて支給しておりますが、厳しい財政状況の中、70歳からの前期高齢者まで市単独事業として拡大するには非常に困難ですのでご理解をお願いします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

★③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

(回答)

減免制度につきましては、保険料の賦課を行う広域連合で決めることとしており、市町村独自の減免制度を設けることはできないとしています。

火災減免、所得激変、給付制限等に対する減免措置を、現在広域連合で検討をしているところです。

保険料を特別の事情なしに滞納した被保険者に対しては、国民健康保険と同様に資格証明書等を発行することになっています。資格証明書の発行は広域連合が行うのですが、その運用に当たっては機械的に行うのではなく、被保険者の事情などについて充分調整を行います。

(担当部局：福祉部保険年金課)

#### 4. 子育て支援について

★①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

(回答)

本市では、市単独事業として平成17年10月1日から未就学児童まで引きあげ、入院・通院の公費負担を実施しております。今後、拡大につきましては、県の実施にあわ

せて、検討していく考えです。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**★②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。**

(回答)

無料健診制度について、19年度から産前は2回から5回に回数を増加しております。産後につきましても生後2か月時に民生委員・児童委員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を開始しております。妊産婦健診は大切な健診という認識があり、回数の増加等につきましては検討中であります。

今後も健診の受診勧奨を強化し、異常の早期発見、早期治療につながるよう努めてまいります。

(担当部局：福祉部保健センター)

**③妊産婦医療費無料制度を新設してください。**

(回答)

いまのところ実施の考えはありません。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。**

(回答)

制度の拡充につきましては、国の補助金廃止以降も半田市単独施策として適応基準・支給額の維持を行い実施しております。加えて、平成19年度には、保護者費用負担の多くなる小中学校卒業学年への学用品費の支給額の増額をいたしました。

申請につきましては、校長の所見を記載した調査票(世帯票)の添付が必要であり、効率的に事務処理を進めるためにもお子様の通学される学校への提出をお願いしているところですが、担当課(学校教育課)において申請書をお預かりすることは可能ですのでご利用ください。

(担当部局：教育部学校教育課)

## 5. 国保の改善について

**①制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。**

(回答)

国民健康保険法第1条には、法の目的として「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」となっています。社会保障及び国民保健の向上には、国民健康保険事業の健全な運営の確保が必要となります。

国民健康保険事業の健全な運営には、安定した財源の確保が必要であり、保険税の収納率の向上が求められます。被保険者から徴収した保険税が、被保険者の疾病、負傷、

出産又は死亡に関して必要な給付を行うための財源となる以上、税負担の公平性の確保は必要であると考えます。  
(担当部局：福祉部保険年金課)

### ★②保険料（税）について

ア. 保険料（税）の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答)

保険税の算定は、被保険者の医療費等の額により決定をしています。減免制度については、震災、風水害、火災等の災害によって、納税義務者が財産に甚大な損失を被った場合、あるいは病気にかかり、負傷をし、生活が著しく困難となって保険税の負担能力がなくなった場合に、行われるものであります。

本市におきましては、平成3年度、平成7年度と拡充を図ってまいりました。更に昨年4月からは制度を見直し、生活保護から自立された世帯に対する自立支援のための減免、母子家庭等医療受給者世帯に対する減免等、減免制度を充実させ、また強化を図っておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答)

本市の国民健康保険税の賦課については、地方税法第703条の4の規定に基づき4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）を採用しています。このうち、所得割については前年所得のあるもの、資産割については固定資産税のあるもの、平等割については一世帯につき賦課されるものであり、均等割については、被保険者全員に賦課されるものでのありますのでご理解くださいようよろしくお願いいたします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

(回答)

低所得世帯に対する税負担の軽減策として、保険税の軽減制度があります。本市では、3段階の軽減制度を適用しており、均等割・平等割の7割、5割、2割を軽減しています。また、本市独自の減免制度として、生活保護世帯及び生活保護から自立した世帯に対する減免規定を設けていますのでよろしくご理解をお願いします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9／10以下」にしてください。

(回答)

所得の減少による減免要件は、前年所得が500万円以下で、当年の所得が前年中に比べ1/2以下に減少すると認められる者となっておりますので、現行の要件で引き続

きご理解ください。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**★③保険料（税）滞納者への対応について**

ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行をおこなわず、払う意思があるて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。

(回答)

納税は国民の義務であり税の負担の公平性を確保するため、短期被保険者証や資格証明書の交付を中止する考えはありません。保険税をまったく納める意思のない被保険者を対象としており、事前に納税相談を行う中で、特別な事情もなく滞納している被保険者に限定いたしております。

交付基準につきましては、国の示している交付基準に準じ、前年度に滞納額がある世帯に対して翌年度に「短期被保険者証」を、更に次の年度においても滞納額がある世帯に対しては「資格証明書」を交付する基準としております。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。**

(回答)

国民健康保険税の徴収につきましては、納期限内納付をお願いしているところですが、事情により納入できない方には、納税相談を実施する中、分割納付など納税者の実情にそった徴収方法をとっています。

差押えや行政サービスの制限については、税負担の公平性を確保するために必要な措置であり、世帯の状況に応じて適切に実施していますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**ウ. 保険料（税）の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。**

(回答)

保険税の公平性を確保するため、交付制限を行っております。なお、入院等により医療費が高額になる場合の救済措置として、高額貸付制度がございます。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。**

(回答)

先の③アでお答えいたしましたように、納税は国民の義務であり税の負担の公平性を確保するため、短期被保険者証や資格証明書の交付を中止する考えはありません。保険

税をまったく納める意思のない被保険者を対象としており、事前に納税相談を行う中で、特別な事情もなく滞納している被保険者に限定いたしておりますのでよろしくご理解をお願いします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**⑤一部負担金の減免制度（国保法第44条）の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。**

(回答)

制度につきましては、広報誌等により周知を図ってまいります。規定につきましては、昨年4月から制度の充実を図っています。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。**

(回答)

本市の国保事業は厳しい状況にあり、傷病手当金、出産手当金制度を国保事業へ導入することについては、国保税の負担増につながることとなりますので、この制度を実施する考えはもっておりません。

(担当部局：福祉部保険年金課)

## 6. 生活保護について

**①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。**

(回答)

生活保護の相談に来られる方は、様々な問題を抱えており、まず相談の内容をお聞きした上で生活保護による支援が必要な場合に申請書を交付しております。申請に対する締め付けは一切なく、生活保護行政の適正に努めております。

(担当部局：福祉部福祉課)

## 7. 障害者施策の充実について

**①4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。**

(回答)

資産要件については、国制度で定められているものであり、国制度に従い事務を行っています。資産要件を撤廃した場合、市単独で当該差額分を充当することになりますので、現在のところそのような考えはありません。

(担当部局：福祉部福祉課)

**②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。**

(回答)

本市では、独自の軽減策として、国制度における介護給付・訓練等給付の自己負担額と

地域生活支援事業における移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴についての自己負担額を合算して、国制度における負担上限額の範囲内としております。

また、自己負担の率についても、一般は1割ですが、生活保護0%、低所得1は4%、低所得2は6%といたします。

日常生活用具は、他の地域生活支援事業との合算は行っていませんが、所得に応じ、0%、4%、6%、10%の4段階とし、軽減を図っています。

なお、補装具については、国制度に沿って実施しています。

(担当部局：福祉部福祉課)

**③移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。**

(回答)

本市では、移動支援について、通学・通所・通勤については原則として認めていません。ただし、状況によって一時的に緊急避難的な対応が必要なケースについては、個別に判断し支給しています。また、支給時間については、生活のため必要な時間に加え、余暇的利用として月8時間まで認めています。限りある財源の中で実施していますので、ご理解下さい。

(担当部局：福祉部福祉課)

**★④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。**

(回答)

自立支援医療費による精神通院医療を受けておられる方の医療費の自己負担分を助成しております。今後、拡大につきましては、県の実施に合わせて、実施してまいりたいと思います。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**⑤障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。**

(回答)

障害者自立支援法の施行に伴い、障害児の施設利用については、平成18年10月から、保護者の負担は、従前の措置費に比べ、平均2倍以上の負担増となりました。

このため、半田市では、障害児の早期に適切な療育等を受ける機会を確保するため、同法施行に合わせ、半田市障害児施設利用助成金支給要綱を制定し、助成金を支給する事業を実施しております。

助成の内容等は、施設支援に要した1か月の費用（1割負担及び食費）の額が、従前の措置費に800円を加えた額を超えた場合、その超えた額（100円に満たない場合は支給しない）を助成金として支給するものです。

(担当部局：福祉部児童課)

**⑥学齢障害児（小学生～中高生）の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。**

（回答）

現在、本市では8か所の学童保育所を開設しており、その内入所希望のある7か所の学童保育所で障害児を受け入れています。

受け入れ審査は、各学童保育所にて行われていますが、可能な限り受け入れを行うよう助言指導しています。

また、平成18年10月から自立支援法による地域生活支援事業の中で、日中一時支援C型を設けており、小学生から高校生までの学齢期障害児の受け入れを実施しています。移動支援につきましては、上記③のとおりです。

（担当部局：福祉部児童課）

**⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。**

（回答）

本市には、小規模授産所が2か所（身体1・精神1）ありますが、現在、いずれも障害者自立支援法に基づく新体系への移行を考えており、移行までの間の人件費補助については現行補助基準に基づき実施します。

（担当部局：福祉部福祉課）

## 8. 健診事業について

**★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。**

（回答）

基本健康診査につきましては、現在自己負担額は無料で実施しております。

がん検診及び歯周疾患検診につきましては、財政状況及び受益者負担の見地から一部自己負担で実施しています。ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯の方は無料で実施していますのでご理解下さい。

基本健康診査の実施期間につきましては、現在6月1日から7月31日までの2か月間、個別の医療機関にて実施しております。また、歯周疾患検診については、9月1日から11月30日までの3か月間、個別の医療機関にて実施しております。

通年での実施につきましては、委託実施医療機関への委託内容説明、健診準備等のため難しい面があり、現在は考えておりません。

なお、がん検診につきましては、4月下旬から翌年2月末まで実施をしております。

（担当部局：福祉部保健センター）

### － 特定健診について －

特定検診に要する費用は、保険税で賄うこととされています。このため、健診に当たっては、ある程度の自己負担をお願いすることになります。しかし、市民の方（国保加入者）にとっては、今まで無料であったものが有料となるため、自己負担金については、

近隣市町と足並みをそろえる形で検討してまいります。

特定健診は、その結果による特定保健指導が必要となりますので、年度の早い時期に行う必要があります。住民基本検診と同様に個別健診を予定しています。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**②歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。**

(回答)

歯周疾患検診につきましては、老人保健法で定められている40、50、60、70歳の節目健診を実施しており、対象者に対して年に1回の受診機会をもうけています。

(担当部局：福祉部保健センター)

**③子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。**

(回答)

年に1回の受診機会を、もうけております。 (担当部局：福祉部保健センター)

**④前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。**

(回答)

年に1回の受診機会を、もうけています。 (担当部局：福祉部保健センター)

**【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書・要望書**

**①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。**  
**また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。**

(回答)

国民年金制度は、国が運営している事業で国会において議論されるべき事項でありますので、要望書を提出する考えはありません。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**②後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。**

(回答)

低所得者に対して均等割りの7割、5割、2割を軽減する制度が、また被保険者の被扶養者として加入から2年間、均等割りが半額になる制度があります。

保健事業および葬祭費については、公費の負担、後期高齢者支援金若しくは国庫補助金の導入を、東海4県の広域連合から要望しています。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**③介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。**

(回答)

◆介護保険について

国や県に対して、保険財政や保険料・利用料減免制度などについては全国市長会から関係省庁に要望書を提出しています。

(担当部局：福祉部介護保険課)

◆障害者自立支援について

利用者、事業所の声を聴く中で、必要なものについては、市長会等を通じ、国県等に要望していきます。

(担当部局：福祉部福祉課)

**④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。**

(回答)

◆妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充について

現段階では、要望書等の提出の考えはありません。

(担当部局：福祉部保健センター)

◆医療費無料制度、現物給付による子どもの医療費助成について

子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設について、本市は単独事業として乳幼児医療の助成（入院・通院）を平成17年10月から就学前まで拡大しております。現物給付による乳幼児医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないことについては、愛知県市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**⑤消費税の引き上げは行わないでください。**

(回答)

国の施策として公平な税負担の原則に基づき検討を行うものと判断し、意見書・要望書の提出は考えておりません。

(担当部局：総務部税務課)

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

(回答)

愛知県の動向を見ながら検討してまいります。 (担当部局：福祉部保険年金課)

②福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。

(回答)

愛知県の動向を見ながら検討してまいります。

(担当部局：福祉部保険年金課)

③後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。

(回答)

後期高齢者医療制度の保険料につきましては、政令で定める基準に従い広域連合の条例で定めることとされています。

(担当部局：福祉部保険年金課)

④子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。

(回答)

厳しい財政状況にあって拡大は難しい点もありますが、県助成制度の動向を見ながら決定していきたいと考えております。

(担当部局：福祉部保険年金課)

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

(回答)

愛知県からの補助金は、県の基準に基づき交付を受けています。愛知県には、県主催の会議等の機会をとらえ削減基準の見直しを要望してまいります。

(担当部局：福祉部保険年金課)

⑥精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

(回答)

愛知県市長会を通じて引き続き要望してまいります。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**⑦4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。**

(回答)

現在のところ、意見書・要望書を出す考えはありません。

(担当部局：福祉部福祉課)

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

**①保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。**

(回答)

後期高齢者医療制度の保険料につきましては、政令で定める基準に従い広域連合の条例で定めることとされています。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**②低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。**

(回答)

減免制度につきましては、保険料の賦課を行う広域連合で決めることとされています。火災減免、所得激変、給付制限等に対する減免措置を、現在広域連合で検討をしているところです。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**③保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。**

(回答)

保険料を特別の事情なしに滞納した被保険者に対しては、国民健康保険と同様に資格証明書等を発行することになっています。

資格証明書の発行は広域連合が行うものですが、その運用に当たっては機械的に行うのではなく、被保険者の事情などについて充分調整を行います。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**④健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。**

(回答)

基本的な考え方といたしましては、75歳以上の方で希望される方は、全員受診できるという体制を整えます。

(担当部局：福祉部保険年金課)

**⑤県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。**

(回答)

広域連合において、学識経験者、あるいは被保険者から意見を聞くための会議を開催する検討しています。

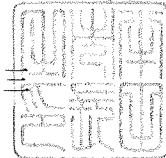
(担当部局：福祉部保険年金課)

# 6. 半田市

19半広第1065号  
平成19年10月24日

愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 徳田秋様

半田市長 植原伊三



福祉医療および福祉給付金制度に関する緊急の要望書（回答）

平成19年10月18日受付にて、要望のありましたみだしのことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

## 1. 老人医療費助成制度について

①73・74歳の老人医療費助成制度を廃止する愛知県の方針に反対を表明し、制度の継続を働きかけてください。

【回答】

高齢者の医療費が年々増大している状況から、平成20年4月からの医療制度改革の中で、老人保健制度の廃止・後期高齢者医療制度の創設、医療保険における自己負担の見直しを行うことにより、世代間の負担の公平化を図り、将来にわたり持続可能で安定的な医療保険制度を構築する必要があると理解しております。73・74歳の方につきましては、既に前期高齢者制度により、自己負担額が軽減されており、制度の継続は必要ないと考えております。

（担当部局：福祉部保険年金課）

②愛知県が制度を廃止した場合も、市町村独自に制度を継続してください。

【回答】上記の点から、市単独事業で助成を実施する考えはありません。

（担当部局：福祉部保険年金課）

## 2. 福祉給付金制度について

①現行の対象者である「ひとり暮らしの市町村民税非課税者」を対象から外す愛知県の方針に反対を表明し、対象者として残すように働きかけてください。

②愛知県が対象者から外した場合も、市町村独自に福祉給付金の対象者に加え、継続してください。

【回答】

①及び②の質問に対し一括して回答させていただきます。

昭和58年4月に制度が開始された当時は、「ひとり暮らし」高齢者は社会的弱者として、特別に援助が必要な存在でありましたが、社会環境の変化により必ずしも「ひとり暮らし」を条件として医療費の援助対象とする必要がなくなりました。

今後、施設入所者及び遺族年金受給者等については助成対象者を見直し、真に助成が必要な「ひとり暮らし」の方については引き続き助成していく考えです。

（担当部局：福祉部保険年金課）